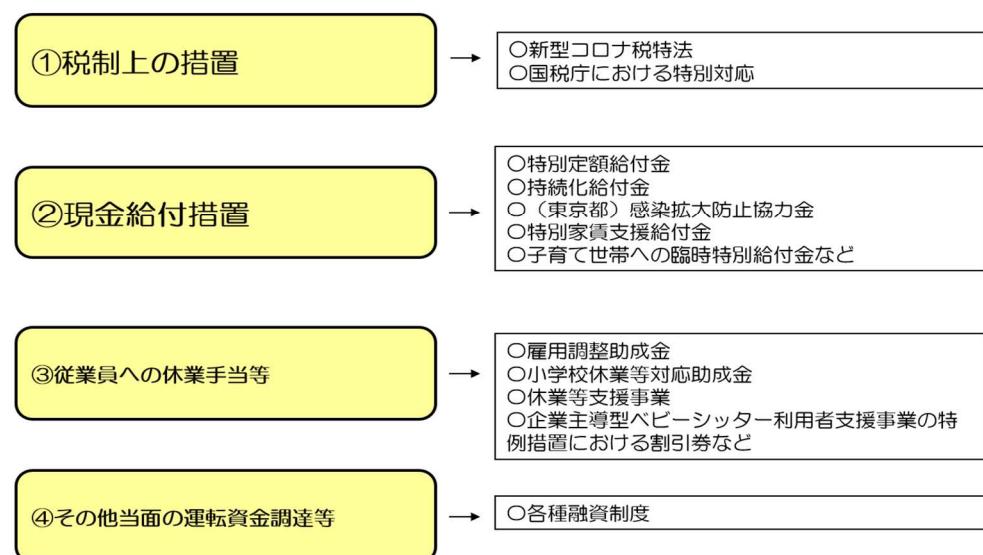


新型コロナウィルス経済対策の全体像



TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人
03-5778-4722
http://toeitax.co.jp/

2020/5月号

コロナ対策は全体像を把握しよう

制度は濫立

前月に引き続きコロナ関連の制度について解説します。今回は税制以外の給付金や協力金についてです。

コロナ対策の全体像は上図をご覧ください。世間的に話題となっているのはやはり現金給付に関する措置で、その中でも一律 10 万円の特別定額給付金、中小企業 200 万円（個人事業者 100 万円）の持続化給付金、1 店舗 50 万円の東京都感染拡大防止協力金、家賃 2/3 を半年助成する特別家賃支援給付金(仮)でしょう。家賃支援以外は既に申請は始まっていますので、要件を満たしている方はすぐに申請を始めると良いと思います。基本的にネット申請の方が楽ですので、なるべくネット申請をお勧めですが、特別定額給付金はマイナンバーカード（及びマイナンバーカードを読み込むための IC カードリーダライタ）が必須となっているため、結果的に郵送でしか申請できない方が多いようです。持続化給付金はネット申請のみです。

内容も刻々と変更に

持続化給付金は「売上が前年同月比で 50%以上減少」しているほぼ全業種の中小事業者」が対象で、ポイントは任意の月を選択でき、その選択月の減少額を 1 年分に換算した金額が「売り上げ減少分」として算定される点です。したがって、なるべく減少額が大きい月を選択した方が良いでしょう。東京都感染拡大防止協力金は休止（飲食店等は営業時間短縮）の要請を受けた中小事業者が対象で、ポイントは売上の減少は要件となっていない点、4 月 16 日から 5 月 6 日までの期間全てにおいて休業等を行っている必要がある点です。都は税理士等の専門家が事前確認することを推奨しています。各自治体により金額、支払い条件などが異なります。

コロナの収束への道筋が見えない中で内容が日々刻々と変更になっていますので、今後も情報のアップデートがしていく必要があるでしょう。

今月のコメント

世間はコロナの話題ばかりですが私も…

コロナの影響で自粛生活は続いておりますが流行りにのってビジネスも私生活もオンラインでのやり取りが増えています。妻は zoom 飲み会をやっていましたし、娘は習い事のチアーディングを zoom で練習、塾もネット配信で勉強しています。ただ 1 年生の息子の習い事はプールもサッカーもできていません。そもそもこれらはオンラインでは厳しいのですが、やはり小さい子にオンラインで、と言っても難しい気がします。学校は 9 月入学議論が起こっています（僕は賛成です）が、子供の 1 か月は大人の 1 年分にも相当するんじゃないかと思っていますので、いずれにしても子供だけでもまずは通常生活に戻ってほしいですね。

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-15 エキスパートオフィス渋谷 9 階

Email : okamoto@toeitax.co.jp



東栄税理士法人